

御浜町町制施行 60 周年記念協働事業募集要項

1. 事業の目的

御浜町は今年、町制施行 60 周年を迎えます。昭和 33 年 9 月 1 日に阿田和町、市木尾呂志村、神志山村の神木、志原が合併して御浜町が誕生しました。

町では、御浜町町制施行 60 周年を記念して、行政と町民との協働による全町的な盛り上げを喚起するとともに町民活動の更なる活性化を図るため、町民が自ら企画・実施する町制 60 周年記念協働事業を募集します。

2. 対象となる事業

募集事業は、次のいずれの項目にも該当する事業とする。

- (1) 御浜町町制施行 60 周年を記念して、申請団体が自ら企画・実施する新規事業
ただし、既存事業であっても、町制施行 60 周年を記念して事業拡充することが明確な場合には、その拡充部分について対象とする。
- (2) 地域の資源や人材などを積極的に活用し、町民活動のさらなる活性化につながる事業
- (3) 御浜町内で実施する事業
- (3) 実施主体の構成員以外の町民が広く参加できる事業

3. 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 収益を主たる目的として行なわれるもの。
- (2) 政治団体もしくは宗教団体の活動、又は政治的、宗教的普及宣伝活動と認められるもの。
- (3) その他、公序良俗に反するなど対象事業として適当でないと思われるもの。

4. 支援内容

採択された事業に対して、町は次の支援を行うこととする。

- (1) 予算の範囲内で事業費の一部を補助する。(1 事業あたり上限 25 万円を予定)
ただし、補助の対象項目は、別表に定める経費とする。
- (2) 「御浜町町制施行 60 周年記念事業」の名称使用を承諾する。
- (3) 町広報、ホームページ等へ掲載する。

5. 事業の実施時期

平成 30 年 7 月 1 日 (日) ~平成 31 年 1 月 31 日 (木)

6. 応募資格

- (1) 対象となる事業を行う団体、グループ、サークル等であること。
- (2) 営利、宗教、政治を主たる活動目的としない団体等であること。

7. 募集期間

平成 30 年 5 月 1 日（火）～平成 30 年 5 月 31 日（木）必着

8. 応募方法

- (1) 申請書（様式 1）、企画書（様式 2-1、2-2、2-3）に必要事項を記入し、募集期間内に実行委員会（御浜町役場総務課内）に提出する。
- (2) 提出方法は持参によるものとする。
- (3) 様式は、役場 2 階総務課の窓口にて配布するほか、町ホームページからもダウンロード（PDF/Word 形式）できます。

9. 選定方法

提出された申請書等を審査し、採択、不採択を決定する。

10. 選定基準

選定は、主に次の基準により行なう。

- (1) 本要項第 2 項に規定する対象事業に合致しているか。
- (2) 町民の幅広い参加が見込まれる事業であるか。
- (3) 事業計画、予算計画に現実性のある事業であるか。
- (4) 御浜町のイメージアップ、地域づくりの活性化に資する事業であるか。

11. 結果発表

- (1) 事業の採択結果は、平成 30 年 6 月末日までに応募者に通知する。
- (2) 選定された事業は、町広報、町ホームページなどで発表することがある。

12. 補助金の手続き

- (1) 補助金の申請は、平成 30 年 7 月 2 日以降で、かつ、事業の実施前に行なうこととする。
- (2) 事業の完了後は、速やかに実施報告書等の提出をすることとする。

13. 補助金の確定

- (1) 採択された事業であっても、補助金は、前項による補助金申請手続きを経て確定する。
- (2) 補助金の交付決定後であっても、事業の中止や大幅な変更等があった場合は、補助金の全額又は、一部の返還を求めることがある。

14. 注意事項

- (1) 採択された事業が、他の公的助成制度等と重複する場合は、補助対象とならない場合があるものとする。
- (2) 事業採択後に大幅な企画内容の変更はできないので、十分に検討のうえ応募すること。

- (3) 査定により、希望額よりも低い額で補助決定する場合があること。
- (4) 採択された事業は、「御浜町町制施行 60 周年記念事業」である旨を看板、印刷物等に明示すること。
- (5) 採択された事業について、会場の確保及び関係機関等との連絡調整など必要な手続きは各団体の責任において行なうものとし、本要項に規定する支援以外の優先的取り扱いを与えるものではないこと。
- (6) 本支援制度は町制施行 60 周年を記念して平成 30 年度限り実施されるものであり、次年度以降に継続されるものではないこと。
- (7) 採択された事業の実施にあたっては関係する法律を遵守して取り組むとともに、公衆衛生、災害危険防止等の安全対策を十分に講じること。

15. 応募先・問合せ先

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

御浜町町制施行 60 周年記念事業実行委員会（御浜町役場総務課内）

電話：05979-3-0505

別表

御浜町町制施行 60 周年記念協働事業補助対象項目

項 目	内 訳 の 例
謝礼金	講師等への謝礼、主催関係者以外の協力者への謝礼など
旅費	講師等の移動に係る旅費
物品費	文房具、消耗品など
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、資料の印刷代など
使用料	会場、設備機器等の賃借料など
通信運搬費	郵送料、宅配代など
保険料	申請者、参加者等の傷害保険料など
手数料	各種申請手数料、銀行振り込み手数料など

※例示された経費であっても、団体等の運営に係る経常経費は対象外とする。

※参加者記念品代は、金額に関わらず対象外とする。